

議員提出議案第8号

公職選挙法の寄附行為禁止規定の遵守に関する決議案

上記の議案を別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月20日提出

|     |         |        |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 都城市議会議員 | 大浦 さとる |
| 賛成者 | 〃       | 蔵屋 保   |
| 賛成者 | 〃       | 森 りえ   |
| 賛成者 | 〃       | 西川 洋史  |
| 賛成者 | 〃       | 三角 光洋  |
| 賛成者 | 〃       | 広瀬 功三  |
| 賛成者 | 〃       | 児玉 優一  |
| 賛成者 | 〃       | 榆田 勉   |
| 賛成者 | 〃       | 筒井 紀夫  |
| 賛成者 | 〃       | 下山 隆史  |
| 賛成者 | 〃       | 黒木 優一  |
| 賛成者 | 〃       | 永田 照明  |

都城市議会議長 荒 神 稔 様

## 公職選挙法の寄附行為禁止規定の遵守に関する決議

私たち都城市議会議員は、市民の負託を受けた代表者であり、高い倫理観と責任を持って議員活動を行うとともに、法令を遵守しなければならない。

先般、本市議会議員2名が公職選挙法で禁止されている寄附行為を行ったことは、誠に遺憾なことであり、当事者は真摯に、そして謙虚に自省すべきである。

私たち都城市議会議員は、これからも政治活動に関する法令を守り、市民にもその旨の周知を行い、議員による選挙区内でのいかなる寄附行為も禁止することを徹底しなければならない。

私たち都城市議会議員は、清潔な議員活動の推進を図るため、議員、市民及び各種団体ともに「贈らない」、「求めない」、「受け取らない」の3つのルールを再認識し、真に公職選挙法の精神を遵守しなければならない。

都城市議会は、ここに改めて、議員自らの襟を正し、市民及び各種団体の理解と協力を得て、公職選挙法の寄附行為禁止規定を遵守することを決意する。

以上、決議する。

平成28年12月20日

宮崎県都城市議会